

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

## 56号

発行：2016年12月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

# 最高裁の逆転不当判決に抗議する声明



12月8日、最高裁は、第四次厚木基地爆音訴訟について、東京高裁の判断を覆し、自衛隊機の差止請求を棄却し、住民らの損害賠償の将来請求を却下する判決を言い渡した。

自衛隊機、米軍機の飛行差止めは、50年以上の長きにわたり基地騒音被害に苦しめられてきた基地周辺住民の悲願を打ち砕くものであり、断じて受け入れられない。一審、原審の自衛隊機差止判決は、夜間・早朝という限られたものであっても、将来の被害解消へ向けた一筋の光明となる判断であった。これは一審、原審の裁判官が、現地へ足を運び、騒音を体感し、原告らの訴えをその耳で聞き、目で確かめて到達した結論である。

最高裁は、安易に、これらの判断を覆したのである。最高裁は、被害の深刻さは軽視できず、その損害は事後的に違法性を争う救済にはなじまじく、その損害は重大な損害を生ずるおそれ」を認め、差止めの訴えという行政訴訟の方法によることを認めた。

しかし、最高裁自身が、原告ら住民らの被害を、「睡眠妨害の程度は相当深刻である」など、「原告らの生活の質を損なうもの」であって軽視できない、と判断しているにもかかわらず、防衛大臣は広範な裁量権を有するとして、自衛隊機の運航は高度の公共性・公益性を認め、夜間・早朝の運航であっても社会通念上著しく妥当性を欠くとは認められないと判断したことは、到底容認できない。

昭和35年に軍用ジェット機による騒音が激化して以来、騒音被害の解消を求めて、住民は、様々な手段を尽くし、また住民運動を繰り返してきた。被害解消を求める取り組みは、実に、半世紀以上に及ぶ。

司法は、昭和51年に提起された第1次厚木基地爆音訴訟以降、厚木基地の米軍機及び自衛隊機による騒音は違法であるとの判断を繰り返してきた。騒音は違法であるにもかかわらず、夜間・早朝という限られた時間帯における飛行の原則的禁止すら、「総合考慮」という曖昧な判断のもとに、否定した。

さらに、本判決が、将来の損害賠償請求を全て却下したことは、従来の最高裁判決の誤りを是正する機会を放棄したものであって強い失望を禁じ得ない。原告らによる将来の損害賠償請求は、航空機の飛行差止めが未だに実現されていない状況下で、騒音被害の軽減に向けた最小限の請求として行ってきたものである。

原審の判断は、過去の損害賠償の支払いのみを命じる最高裁判決を受けてもなお、国が、騒音被害に対する抜本的対策を長年にわたって怠り、基地周辺住民の耐えがたい苦痛が継続しているという不条理な事態を直視した判断であった。

本判決は、かかる原審の東京高裁判決を従来の最高裁判決に違反するという極めて形式的な理屈のみで覆したものであり、その判断には国民の被害実態を直視しようとする真摯な姿勢は皆無である。本日の最高裁判決は、「静かな平和な空の下で暮らしたい」という、住民らのささやかで誠実な願いを打ち砕き、司法に対する期待を裏切った。

しかし、私たちが、米軍機、自衛隊機の違法な騒音を差止め、「静かな平和な空」を取り戻し、司法が真の人権救済機関としての役割を發揮する時である。全国の基地騒音被害に苦しむ住民と連携して、法廷内外で取り組みの取組に全力を尽くす決意をここに表明する。

厚木爆音訴訟原告団・弁護団  
(判決内容の詳細は次号に掲載予定)



## 【外務・防衛省へ申し入れ】

12月8日の最高裁判決を受け、15日(木)に外務省、防衛省への申し入れを行いました。「最高裁の逆転不当判決に抗議する声明」を手渡したのですが、両省に判決内容の抗議にいったわけではありません。抗議するなら最高裁ですから。「あなたたちのやるべきことは何か、きちんと考えてくださいよ。」ということをお願いに行ったのです。あのような最高裁判決でも、住民の精神的な苦痛、睡眠障害など「重大な損害」が生じていることは認めているわけですから。外務省は日米地位協定室、防衛省は訟務官という訴訟関係を担当する部局の職員が対応しました。訴訟団・弁護団は6人が参加しました。



外務省は「米軍の駐留は極東アジアの平和と安定に寄与するものであるが、基地の運用については地元との協力と理解を得るよう肝に銘じている。騒音は深刻な問題と受け止めている。夜間の飛行については日米合同委員会の場で合意に基づいた運用をするよう申し入れていた。」などと、いつもの回答を繰り返しているが、引き続き住宅防音など騒音軽減にも努めていきたい。」と回答しました。

訴訟団は「声明」の他に、この間の厚木基地の空母艦載機の飛行について、13日に起きたオースプレイの墜落事故故についての二つの抗議・申し入れ文を手渡ししました。判決では、「基地の運用についての高度の公共性・公益性がある」としていますが、このような騒音被害や危険性が放置され、あけく墜落事故などにより人的被害が出るような事態になったとしても「公共性・公益性」のみで、訴訟を切り上げられると思っているのかと強く迫りました。とりわけ防衛省には「国民の財産・生命を守るのが仕事と云うが、そのためには少数の国民の犠牲はやむを得ないと思っているのか」と問いたしましたが、「そのような質問には答えられない。」と、回答を拒否しています。

両省とも形式的な見解を繰り返すのみです。業務上の立場はわかりますが、半世紀以上続く住民の被害をどう解決していくのか悩んでいるという姿勢をもう少し見せてもらいたかったと思います。

その後、神奈川県は基地対策課にも行って判決の「声明」を手渡ししましたが、そこでは、「立場と手法は違っても、基地被害の解消に向けての思いは共通している。」という言葉ももらいました。周辺自治体にも、四次訴訟の報告とこれまでの協力のお礼で回りましたが、議会中にもかかわらず、市長・副市長などの対応をいただき、住民の苦しみをすべて受け止めるべきの抜本的解消に取り組みたいというコメントをすべて自治体から受けました。

普天間第二訴訟

# 那覇地裁・判決

普天間支援参加：金子 豊貴男



11月17日の第2次普天間訴訟の判決に参加するため、16日の昼の便で羽田を発って那覇空港に向かいましたが、関東地方は16日もとても寒く、コートを羽織って空港に向かいました。那覇空港はさすがに暑く、あわてて上着まで脱いで、車で嘉手納訴訟団の事務所に向い、全国連の事務局会議に参加しました。この会議もとても暑い議論でしたが、何と言っても熱かったのは、翌17日の普天間訴訟の判決にあたっての皆さんの熱気、地裁那覇支部の前で開かれた事前集会、隊列を組んで、裁判所の構内にゼッケンや旗を立てて入るのは関東では考えられない事でした。裁判所の係員と押し問答を繰り返しながら、玄関前まで行くあの迫力には頭が下がります。とても貴重な経験をさせてもらいました。

## 嘉手納の爆音の下で、あの判決は考えられない

普天間基地周辺住民3417人が米軍機の飛行差し止めや過去、将来分の損害賠償を求めた第二次普天間訴訟の判決が11月17日那覇地裁沖縄支部で言い渡され、「国は米軍機の運航を規制し制限する立場にない」として飛行差し止めを棄却し、損害請求についてはW値75以上月額7,000円W値80以上月額13,000円の支払いを命じ、将来分の請求は却下しました。

この判決は12月8日の厚木基地、最高裁判決を意識した判決と見てとれました。

最高裁が、9月の厚木基地訴訟の弁論を通知した時点で、米軍機の飛行差し止めは事実上却下されてしまいましたが、那覇地裁はそれを意識して、米軍機の飛行差し止めを「第三者行為論」で却下したのと思われまます。日本国内において、米軍は爆音をいくら訴えても裁判所が地裁から、高裁、最高裁まで住民を無視する、日本政府の方を持って、米軍を裁けない、こんな国が他にありませんか。自国政府よりも米軍が優先、国民の安全安心の生活は無視する、こんな国になぜなってしまったのでしょうか、自民党政府をまず倒して、そこから私たち住民を守る政府、米国と対等な政府を作らねばならない事を改めて感じた判決でした。

そして、もう一つ、判決が出て、裁判所の玄関を出た時、近くの嘉手納基地を離陸する米軍のF15戦闘機の機影と爆音が目に、耳に入りました。地裁沖縄支部は日頃から爆音被害環境下にある。裁判官はみんな爆音の酷さを日頃から接している。それでも住民の被害を無視して政府や米国に慮った判決を書く、これが今の日本の裁判官ととても信じられない思いでした。

## 今後裁判は続く

今、普天間判決を経て、12月8日の第四次厚木基地爆音訴訟の最高裁判決、視して、来年3月には横田訴訟の東京地裁での結審、その後は嘉手納訴訟の地裁判決（今年8月結審）が控えています。普天間訴訟は控訴との話ですが、厚木訴訟では最高裁判決を受けて、5次訴訟の立ち上げが準備されています。私たちは勝つまで闘い続ける！それが任務です。今全国で国を相手に爆音訴訟に参加しているのはおよそ3万8千人。これからももっともっと原告を増やして、闘いのうねりを作り出しましょう。



## お知らせ

来春も新春の集いを行います

日時：2017年1月22日（日）13:30～  
会場：海老名市商工会館（相鉄線海老名駅より徒歩8分）  
参加費：¥1,000円

※参加される方は支部長さんに1月17日までに連絡願います

事務所年末年始お休み

2016年12月28日（水）～2017年1月4日（水）まで

# 富山で護憲大会

藤沢・茅ヶ崎支部 藤田昌彦



11月12日から14日まで、秋深まる北陸富山市で開催された第53回護憲大会に参加して来ました。

開会総会には和太鼓「でんでこ」の演奏が響き渡るなか、富山オーバードホールに全国から1800名の方が参加し開始されました。

地元実行委員会の方の挨拶では、富山市は第2次大戦の末期1945年8月2日に大空襲を受け壊滅的な被害を受けたこと、また神通川流域で発生した「イタイタイ病」では住民の苦悩に満ちたたたかひにより加害企業に対し全面的に勝利した地であることが報告されました。

メインの企画は3名の大学教授により、それぞれ「アベノミクスと格差社会」「安倍政権の憲法とは」「沖縄の現状から」をテーマとした講演が行われ、改憲を指向する勢力が国会の三分の二を占めている状況のなか、憲法の理念を実現していく重要性が語られました。

12日の交流会では神奈川地区から参加した方々との交流を深めることができました。

2日目は「辺野古新基地建設・沖縄基地問題」分科会に参加し、沖縄の方から高江ヘリパット建設が全国から機動隊が導入され、強引に進められている事が報告されました。

このなかで第四次厚木爆音訴訟の現状についての報告を行う機会があり、最近作成された訴訟団のパンフレットを分科会参加者150名に配布し、東京高裁では米軍機の飛行差し止めについては実現できなかったものの、自衛隊機の夜間飛行差し止め、将来分についての損害賠償が認められたこと、その後舞台を最高裁に移し10月31日には異例の口頭弁論が開催され、12月8日には判決公判が予定されていることを報告して来ました。

護憲大会の3日間は講演会、分科会と密度の濃い日程でしたが、多くの人々から平和憲法の大切さを実感できる日々でした。

日本の侵略行為を起因とするアジア太平洋戦争、どれほど多くの方が亡くなり都市が破壊されていったことか、悲惨さを直接経験し平和への思いを強く抱く人々が高齢期を迎えている中、戦争を起こさせないための「装置」としての平和憲法を護り活かしていきたいと思いました。

第四次厚木訴訟のみなさまから護憲大会への参加の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げます。また受け入れ体制を整えてくださった富山の実行委員会、神奈川平和運動センターのみなさまありがとうございました。

## 原告団活動日誌

10月31日	最高裁 口頭弁論・報告集会(参議院議員会館) 原告54名参加
11月2日	平和運動センター幹事会参加
11月6日	「辺野古 庄殺の海」上映会(大和市) 原告、爆同会員、厚研 71名
11月7日	拡大三役会議
11月8日	ブロック長会議 打ち合わせ
11月9日	県央共闘幹事会 参加
11月11日	原告団ニュース 号外 発行
11月12～14日	護憲大会(富山県) 2名参加
11月16～18日	普天間爆音訴訟 地裁判決 参加 高江ヘリパット建設阻止 支援行動
11月20日	ブロック長会議(藤沢商工会館) 原告・弁護団71名参加
11月21日	弁護団会議/賠償金振込(1名)
11月22日	和光小学校学習会 対応(大和市ふれあいの森草柳広場)
11月24日	役員会議
11月25日	最高裁判所前 ピラまき活動(4) 役員・弁護団13名参加
11月27～28日	平和運動センター南関東ブロック総会(木更津) 1名参加
12月1日	(仮称)調査研究センター打ち合わせ/東日本連絡会議(横浜) 参加
12月4日	「辺野古 庄殺の海 第二章」上映会(大和市) 原告、爆同会員、厚研 23名
12月6日	事務局打ち合わせ/総会申し込み、打ち合わせ/ 県央共闘講演会「キャンプ座間の縮小返還を 駆けつけ警護の任務追加反対」
12月8日	最高裁 判決言い渡し・報告集会(ガーデンシティ永田町) 原告67名参加
12月12日	拡大三役会議
12月13日	自治体挨拶まわり(相模原市、町田市)
12月14日	自治体挨拶まわり(大和市、綾瀬市、藤沢市)
12月15日	外務省、防衛省要請行動、挨拶まわり(神奈川県、支援団体)
12月16日	支援団体挨拶まわり
12月19日	弁護団会議
12月20日	拡大三役会議/賠償金振込(1名)

